

# Financial Adviser

4

No.185  
APR. | 2014  
www.kindai-sales.co.jp  
平成26年4月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種販売物認可  
第16巻第4号通巻185号

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

投資家、デビビュースする!  
プロデュースする!

NISA、確定拠出年金を活用した  
20、30歳代からの資産形成術

連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンスリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

ライフプランニング/不動産プランニング/タックスプランニング

相続診断士が伝える

# 「笑顔相続のススメ」

第13回

相続放棄後に  
生命保険金を受け取れるか?

父親は自分が離婚したせいで、まだ、幼い娘から母親を奪つてしまつたことを申し訳なく思つていきました。その後間もなく縁あつて再婚するところとなり、「これで娘に母親ができる」と胸をなでおろしていました。後妻には娘よりも年上の娘が2人いましたが、結婚と同時に養子縁組をしました。

父親からしてみれば、娘に2人の姉ができる、家族5人で賑やかに楽しむ暮らしていくると思っていました。

相続放棄とは、被相続人の預貯金・不動産等の財産のみならず、ローン等の債務も含めた被相続人が所有するすべての財産につき、一切の権利義務を承継しないものとすることです。

相続放棄をすると、民法上「最初で急逝してしまいました。父親には持ち家や預貯金・有価証券など、1億円程度の財産がありました。いざ財産を分けるとなつたとき、財産に目がくらんだ後妻と姉2人は、結託して末の子に対し相続放棄をするよう仕向けたのです。

末の子にとつては多勢に無勢、言われるがままに相続放棄をしました。ところが、しばらく経つて、末の子が生まれて間もない頃に契約して、父が契約者かつ被保険者、末の子を受取人とする3000万円の生命保険契約が存在することが判明しました。

相続を放棄した末の子は、この保険金を受け取ることができるのでしようか。また、他の相続人としては何とかこの受取りを止めさせたいとしようか。

\*  
この受取りを阻止する方法はないのです。

ただし、この保険金は被相続人固有の財産ではありませんが、相続税の計算上「みなし財産」として相続税の課税対象となります。

この受取りを阻止する方法はありませんが、被相続人の預貯金・不動産等の財産のみならず、ローン等の債務も含めた被相続人が所有するすべての財産につき、一切の権利義務を承継しないものとすることです。

ただし、この保険金は被相続人固有の財産ではありませんが、相続税の計算上「みなし財産」として相続税の課税対象となります。

しかし、生命保険金は遺産分割協議の対象となる財産ではありません。生命保険金の請求権は受取人であり、保険契約者たる被相続人固有の財産ではなく受取人の財産として扱われることとなりますので、たとえ受取人である末の子が相続放棄をしていても、他の相続人の許可なく生命保険金を受け取ることができます。

ちなみに、生命保険契約締結の際に契約者や被保険者には署名押印を求めるますが、受取人には特に通知されませんので、今回のように父が契約者・被保険者となつている契約は誰の知るところでもない契約になってしまいます。おそれがあり、契約者の想いが果たされないままになってしまい



小川 実

一般社団法人相続診断協会  
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税大増税に備える『笑顔相続』のススメ」(ぎょうせい)発売中。



このような事態を避けるため、日頃から保険契約も含めた自己の財産をご家族と共に確認していくことが笑顔相続の布石になります。

FA

受けられません。

\*